

平成十九年二月九日提出
質問第六〇号

一八五四年の琉米修好条約に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

一八五四年の琉米修好条約に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第一四号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」における琉米修好条約の「和譯文」は外務省によつて翻譯されたものか。右翻譯は公式訳かそれとも仮訳か。

二 「前回答弁書」において、政府は「御指摘の認識は、日本国が御指摘の「条約」と称するものの当事者ではないということ述べたものである。」と答弁しているところ、琉米修好条約の当事者を明らかにされたい。

三 琉米修好条約の原文が外務省に保管されるようになった経緯について明らかにされたい。

四 琉米修好条約を締結した一八五四年当時において、琉球王国は国際法の主体であつたと思料するが、政府の認識如何。

右質問する。